

石上麻呂と石上郷（長船町磯上）

先史古代研究会 丸谷憲二

1 はじめに

『長船町史 通史編』が出版されたのは平成 13 年である。長船と牛窓の首長墳に、亀田修一氏（岡山理科大学）は、吉備海部直一族を紹介し、「そして名前はわからないが、別グループの豪族層がいたことを示していると考えておきたい。」と報告している。しかし、その後、歴史学による研究報告はない。石上郷について地名学により報告する。

2 石上郷

『和名類聚抄』の伊首乃加美は、山城国山邊郡と備前国邑久郡のみである。『和名類聚抄』（わみょうるいじゅしょう）は、平安時代中期（931 年～938 年）、勤子内親王の求めに応じて源順（みなもとのしたごう）が編纂した辞書である。938 年には石上郷は成立していた。

2.1 現在の「いそがみ」地名

- 福島県南会津郡下郷町磯上
- 茨城県大子町町付磯神
- 茨城県美和村常陸大沢磯上沢
- 栃木県黒羽町伊玉野磯上
- 岡山県瀬戸内市長船町磯上
- 兵庫県神戸市中央区磯上通
- 奈良県天理市石上町（いそのかみ）

3 地名学による石上郷

柳田國男氏の民俗学では、「地名が先説である。石上に住んでいたから石上氏」である。古代史には重要な石上氏が 3 人いる。

3.1 石上皇子と石上部皇子

石上皇子（みこ。542 年?～没年?）の記録が『先代旧事本紀』 卷九 帝室本紀 欽明天皇にある。母は宣化天皇皇女の稚綾姫皇女（わかやひめのひめみこ）である。

三年春二月納五妃。元妃皇后弟曰稚綾娘皇女。生一男石上皇子。次妃皇后弟曰影皇女。生倉皇子。次妃堅鹽媛。生七男六女。蘇我大臣稻目宿禰女也。一曰大兄皇子。謂橘豐日尊。二曰磐隈皇女。亦名夢皇女。初侍天照大神祠。後坐於新茨城皇子。三曰胎唯鳥皇子。四曰豐御食炊屋姫尊。五曰梶子皇子。六曰大宅皇女。七曰石上部皇子。八曰山背皇子。九曰大伴皇子。十曰櫻井皇女。十一曰肩野皇女。十二曰橘日本稚皇子。十三曰舍人皇女。次妃堅鹽媛同母弟小姉君。生四男一女。一曰茨城皇子。二曰葛城皇子。三曰泥部穴穗部皇女。四曰泥部穴穗皇女。五曰泊瀬部皇子。

3.1 石上麻呂

石上麻呂（640～717年）の旧氏姓は物部連、のち物部朝臣、石上朝臣。衛部大華上物部宇麻乃の子で乙麻呂の父。宅嗣の祖父。官位は正二位・左大臣、贈従一位。

壬申の乱で大友皇子（弘文天皇）の側につき敗戦。赦されて676年遣新羅大使となり翌年帰国。その後法官、筑紫総領になった。701年に大納言となり政治の中枢に携わり、右大臣、左大臣に任じられた。717年に死去するまでの数年間は太政官の最高位者であった。

『竹取物語』で、かぐや姫に求婚する5人の貴族の一人「石上まろたり」のモデルとして知られている。

物部麻呂から石上麻呂への改姓は、天武天皇13年（684年）に朝臣の新姓を賜り、氏の名を物部氏の居住地である石上郷に因み「石上朝臣」と改称した。天武13年（684年）11月から朱雀元年9月までの間の改称である。

3.1 石上内親王

石上内親王（?～846年）が、『類聚国史 卷七十八 賞賜』に記録されている。平城（へいぜい）天皇の皇女である。大同5年（810年）の記録である。

平城天皇大同元年十一月乙卯、見侍五位已上及近中衛二府官人已下賜綿各有差。
二年正月丙辰、大唐信物綾錦香藥等班賜參議已上卿。○五月庚子、出雲國采女外從五位下勝部公眞上告病歸郷、便賜彼國稻五百束。○甲寅、賜左右近衛府生已上及女官物有差。
嵯峨天皇大同四年七月壬子、新錢百貫、賜從四位下橘朝臣常子。
五年正月庚午、美作國穀一千斛、賜從四位下藤原朝臣眞眞。○二月己亥、伊賀國稻四千束、近江國四千束、賜巨勢親王。○四月戊子、近江國穀三百斛、播磨國三百斛、備前國二百斛、賜石上内親王。近江國穀三百斛、播磨國三百斛、備前國二百斛、賜大原内親王。備前國穀一百斛、賜叡努内親王。

「近江、播磨、備前の穀800斛（こく）を賜る。斛とは量器の総称である。現在までの調査で備前との関係を確認できたのは石上内親王のみである。内親王とは皇族女子称号である。『類聚国史』は編年体である六国史の記載を中国の類書にならひ分類再編集したもので、菅原道真の編纂により、892年に完成・成立した歴史書である。

4 石上坐布御魂神社と石上神宮

造石上神宮が『類聚国史卷三十四 帝王十四 天皇不豫』に記録されている。石川朝臣吉備人に注目した。天武紀八年三月九日条の「吉備太宰石川王」と考える。

十斤、慰神靈之怨魂也。○庚戌、造石上神宮使正五位下石川朝臣吉備人等支度功程。申上軍功一十五万七千餘人。太政官奏之。勅曰。此神宮所以異於他社者何。或臣奏云。多收兵仗故也。勅有何因緣所收之兵器。奉答云。昔來天皇御其神宮。便所宿收也。去都差遠。可慎非常。伏請卜食而運遷。是時文章生從八位上布瑠信禰高庭即修解申。官云。得神戸百姓等款稱。比來。大神頻放鳴鏑。村邑咸恠。不知何祥者。未經幾時。運遷神寶。望請奏聞此狀。蒙從停止。官即執奏。被報官稱。卜筮吉合。不可妨言。所司咸來。監運神寶。收山城國葛野郡。詔。无故倉小。更收。兵庫。既而聖休不豫。典聞建部干繼。被充春日祭使。聞平城松

井坊有新神託女巫。便過請問。女巫云。今所問不_レ是凡人之事。宜聞其主。不然者不_レ告所問。仍述聖体不豫之狀。即託語云。歷代御宇天皇以_レ慇懃之志所_レ送納之神寶也。今踐穢吾庭。運收不當。所以唱_レ天下諸神。勅_レ諱贈_レ天帝耳。登時入京密奏。即詔神祇官并所司等。立_レ二幄於神宮。御飯盛銀筥。副御衣一襲。並納御輦。差典闌干繼充使。召_レ彼女巫。令_レ鎮御魂。女巫通宵忿怒。託語如前。遲明乃和解。有_レ勅。准御年數。屈宿德僧六十九人。令_レ讀經於石上神社。詔曰。天皇御命_レ尔坐。石上乃大神_レ尔申給_レ。大神乃宮_レ尔收有_レ器仗乎。京都遠久成_レ流_レ依_レ。近處_レ尔令_レ治_レ爲_レ母_レ。去年此_レ尔運收有_レ流。然_レ尔比來之間。御體如_レ常不_レ御坐有_レ流。大御夢_レ尔覺坐_レ尔依_レ。大神乃願坐_レ之任_レ尔。本社_レ尔返_レ收_レ之。无_レ驚久无_レ答久。平久安久可_レ御坐_レ母_レ。念_レ志食。是以鍛冶司正從五位下作良王。神祇大副從五位下大_レ中臣朝臣全_レ成。典侍正五位上葛井宿禰廣岐等_レ差_レ使_レ互。禮代乃幣帛并鏡令_レ持_レ互。申出_レ給_レ御命乎_レ申給_レ止_レ申。辭別_レ互申給_レ久。神_レ良_レ母_レ我_レ皇御孫乃御命乎_レ堅_レ磐_レ尔常_レ磐_レ尔護_レ奉_レ幸_レ開_レ奉_レ給_レ止_レ。稱_レ辭定_レ奉_レ止_レ申。遣_レ典_レ藥_レ頭_レ從_レ五位上_レ中_レ臣朝_レ臣道_レ成_レ等。返_レ納_レ石上_レ神_レ社_レ兵_レ仗。○己未。令_レ諸國々分_レ寺_レ行_レ藥

石上の由来は、岩座の上に坐布御魂を奉斎したことから磬上と呼ばれ、それが石上と称されるようになったとの説がある。

5 まとめ

物部守屋 (?~587年)の時の崇・廢仏闘争により物部一族は滅亡した。しかし、物部一族は石上氏として存続する道をたどった。石上麻呂 (640~717年)は物部氏の居住地である石上郷に因み「石上朝臣」と改称した。

『続日本紀 卷五 元明天皇』の和銅三年 (710年)秋七月丙辰に「左大臣舍人正八位下牟佐村主相撲・瓜。」との記録がある。左大臣舍人正八位下牟佐村主相撲とは、吉備国の牟佐の住人と読むべきである。左大臣舍人とは、石上麻呂の舍人 (家来)の意である。

備前国石上郷は、石上皇子 (542年?~没年?)と石上部皇子縁の場所である。根拠は欽明天皇の皇后の名前、石姫皇女の石を石上の地名の由来と考えたい。石上部皇子の母は蘇我堅塩媛 (きたしひめ)であり、蘇我稲目の娘である。石上麻呂が壬申の乱 (672年)で大友皇子 (弘文天皇)につき敗れたにも関わらず赦された背景である。

5 参考文献

- ① 『長船町史 通史編』平成13年 長船町史編纂委員会 長船町
- ② 『改訂邑久郡史 上巻』昭和28年 邑久郡史刊行会
- ③ 『岡山県通史』永山卯三郎 昭和5年 岡山県
- ④ 『和名類聚抄』昭和37年 風間書房
- ⑤ 『律令貴族と政争 藤原氏と石上氏をめぐる』木本好信 2001年 塙書房
- ⑥ 『長船町歴史の散歩道』昭和61年 長船町教育委員会
- ⑦ 『岡山県邑久郡国府村誌』石原孝次郎 明治29年
- ⑧ 『歴史の旅 壬申の乱を歩く』倉本一宏 2007年 吉川弘文館
- ⑨ 『壬申の乱 増補版』直木孝次郎 2000年 塙書房
- ⑩ 『戦争の日本史2 壬申の乱』倉本一宏 2007年 吉川弘文館
- ⑪ 「壬申の乱と道制」門脇禎二 『岡山県史 第三巻古代II』平成2年 岡山県

- ⑫ 『古代地名大辞典本編』平成 11 年 角川書店
- ⑬ 『新日本地名牽引 1』1994 年 アブック出版社
- ⑭ 『国史大系 7 先代旧事本紀』昭和 41 年 吉川弘文館
- ⑮ 『日本書紀下』昭和 40 年 岩波書店
- ⑯ 『先代旧事本紀訓証』大野七三 2001 年 批評社
- ⑰ 『日本古代中世人名事典』平野邦雄他 2006 年 吉川弘文館
- ⑱ 『国史大系第二巻 続日本紀』昭和 41 年 吉川弘文館